

## 道路占用に関する申請について(補足説明)

### ○ 道路占用許可申請書の記入について

占用の場所の欄には、物件の設置場所の住所を記入してください。

占用物件の名称・規格・数量の欄には、物件の名称・規格・数量を記入してください。

なお、書式の欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入していただき、別紙に設置場所等を記入していただいても結構です。

### ○ 申請書の提出について

「申請書」、「警察協議用」の2部を提出してください。

車道を開削する占用物件、橋梁添架占用物件及び道路情報ボックス占用物件については、「副申請書」1部を加えて、3部提出してください。

### ○ 申請に必要な添付書類等について

位置図・平面図・横断図・物件構造図・交通規制図等が必要になります。

占用物件の種類により、詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

上記書類を提出書類に添付して提出してください。

詳細については、申請先の事務所にご相談願います。

### ○ 道路占用料について

看板(空中で突き出す形状のものに限る)や工事用足場など、道路を占用する物件につきましては、一部を除いて基本的に道路占用料が必要です。

道路占用料の必要の有無につきましては、申請先の事務所にお問い合わせください。

道路占用料の支払方法につきましては、後日占用者あてに納入告知書を郵送いたしますので、納入告知書に記載してあります納付場所にて、占用料のお支払いをお願いします。

### ○ 道路占用許可を受けられない物件について

自動販売機や置き看板など、歩道の路面に直接置くような物件は、原則許可を受けられません。

また、許可を受けられる物件であっても、設置位置等によっては、許可を受けられない場合もあります。

申請にあたっては、申請先の事務所にご相談願います。